

農地法第5条許可申請・届出の手引き

◎ 農地などを転用する目的で売買したり、賃貸借権などの権利を設定する場合は、農業委員会の許可が必要です。

(転用面積が4haを超える場合は県知事許可(農林水産大臣と協議)となります。)

① 階上町農業振興地域整備計画の農用地区域内に入っている場合は、農地転用ができませんので、産業振興課で確認をしてください。

② 許可申請提出書類

提出書類		提出先・発行機関など	部数
申請書		階上町農業委員会	3部
土地の全部事項証明書		法務局	各1部
案内図			
位置図(縮尺1/50,000から1/10,000程度)			
公図		法務局	
建物の配置図(土地利用計画図)			
建物の平面図			
転用計画書(住宅建築の場合は不要)		階上町農業委員会	
土地改良区の意見書		土地改良区	
町外居住者の場合	申請者住民票(本人分)	居住地の市町村役場	
法人の場合	法人の全部事項証明書	法務局	
	定款の写し		
その他参考となる書類(資金・融資証明書など)			

① 申請・届出処理手順

- 【1】 申請・毎月25日締切 (25日が閉庁日の場合は前日)
- 【2】 現地確認・30日前後
- 【3】 総合審議・翌月10日頃
- 【4】 県農業会議諮問・30日頃
- 【5】 許可書交付・翌々月2日頃